令和3年4月1日より福井市産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部を改正します

改正①

~県外排出事業者のみなさまへ~ 県外産業廃棄物の搬入協議

福井県外から産業廃棄物を搬入する際の手続きを見直しました。 今後も排出者としての処理責任を認識し、産業廃棄物を処理してください。

◆搬入の事前協議◆ 年度ごとの協議ではなく、新規の搬入に限り事前協議が必要です。

※ホームページ掲載の新しい 様式をご利用ください。

- ◆変更がある場合◆
 - 協議内容に変更がある場合は、すべて変更事項届出書にて届出のご提出をお願いします。 (届出受理後、変更内容を記載した受理書を交付しますので、通知書と一緒に保管してください。)
- ◆搬入を中止する場合◆ 搬入を中止する場合や、搬入先を変更して新たに通知書を受け取った場合は、現行の通知書を 返却してください。
- ◆実績報告書◆ 搬入実績報告書を廃止します。

改正②

~福井市内の処分業者のみなさまへ~

処分実績報告書

産業廃棄物を処理する処分業者の方は、新たに処分実績報告書のご提出が必要です。 〔報告内容〕

前年度に行った処分について、廃棄物の種類ごとに、排出量や処理方法の報告をお願いします。「提出期限」

- ・前年度に県外産業廃棄物の搬入のあった処分業者 :毎年9月30日までに提出をお願いします。
- ・前年度に県外産業廃棄物の搬入のなかった処分業者:市が報告を求めた際に提出をお願いします。

改正③

押印の義務付け廃止

申請書等の押印の義務付けを、原則廃止します。

お問合せ: 福井市役所 環境廃棄物対策課 (廃棄物対策係)

TEL: 0776-20-5398 FAX: 0776-20-5675